

法テラス震災特例法の改正（3年延長）について

1 概要

法テラス震災特例法（東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律）は、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、平成24年4月1日から27年3月31日までの3年間の限時法として施行された法律（議員立法）。

法テラス（日本司法支援センター）は、被災地に7か所の被災地出張所を設置するなどし、法テラス震災特例法に基づき、被災者に対する資力を問わない法律相談援助、訴訟代理援助等の震災法律援助を実施。

2 改正の必要性

法テラス震災特例法については、有効期間を3年間延長し、被災者に対して引き続き震災法律援助を行う必要があると思料。その理由は次のとおり。

- ① 震災法律援助の実施件数が未だ増加傾向にあること（※参照）。
- ② 原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効が10年に延長されたことにより、同請求に係る紛争が今後も続く見込みであること。
- ③ 東日本大震災からの復旧・復興は道半ばであり、復興事業に関連する法的紛争が顕在化するおそれがあること。 等

※震災法律援助の実施件数

	震災法律相談援助	震災代理援助	震災書類作成援助
平成24年度	42,981件	2,699件	8件
平成25年度	48,418件	2,267件	13件
合 計	91,399件	4,966件	21件

3 改正内容

- 法テラス震災特例法の有効期間を平成30年3月31日まで3年間延長する。
（附則第3条第1項関連）
- その他所要の規定の整理

4 改正法の施行日

公布の日とする。